

青森県報

第千百三十号

令和八年
十月十六日
(金曜日)

目次

告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障
祉が課い) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の
廃止の届出……………(同) ……一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二

公 告

○建設業者の営業の停止……………(監
理課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(東
青県土整備事務所) ……三

○右……………(同) ……三

○右……………(西
北県土整備事務所) ……三

○右……………(同) ……四

○右……………(上
北県土整備事務所) ……四

○右……………(同) ……四

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(中
南農林水産事務所) ……五

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上
北農林水産事務所) ……五

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病
院管理局) ……六

告

示

青森県告示第五百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービスを行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	生活介護	まはろ	名 称	所 在 地	
社会福祉法人愛生会	五所川原市大字金山字千代鶴一四二				五所川原市松島町六丁目四九	令和八・一〇・一

青森県告示第五百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所		廃止年月日
				名称	所在地	
合同会社MIL	つがる市柏玉水末吉三六の一	地域移行支援	合同会社MIL相談支援事業所	つがる市柏玉水末吉三六の一	令和八・九・三〇	
合同会社MIL	つがる市柏玉水末吉三六の一	地域定着支援	合同会社MIL相談支援事業所	つがる市柏玉水末吉三六の一	〃	

青森県告示第五百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
サンライズ訪問看護ステーション	上北郡東北町旭南三丁目二九六の二	令和八・一〇・一

青森県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に

より公示する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーション健心	青森市篠田三丁目一二の二二 ハイツそうま一号室	令和七・九・一
変更後		青森市篠田二丁目二七の五飛鳥ビル一階	

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社小又建設
- 二 代表者の氏名 小又和久
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ノ上一〇〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一〇四七二号
- 五 営業の停止を命じた年月日 令和八年十月八日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から青森県の区域内における土木一式仕事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四

号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事以外の工事に係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

令和八年十月十五日から同月二十一日までの七日間

八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者の役員であつた者が、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)に違反したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 住宅環境研究所イアモク

二 氏名 駒井健弘

三 主たる営業所の所在地 青森市堤町一丁目三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一〇〇八二一

五 取消年月日 令和八年九月十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年九月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 北斗建設株式会社

二 代表者の氏名 今雄佑

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一六)第一〇一一二七号

五 取消年月日 令和八年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社アイオールエフ

二 代表者の氏名 長谷川直宏

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字布屋町二

四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第四〇〇三九〇号

五 取消年月日 令和八年七月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社野呂建設

二 代表者の氏名 野呂佳代子

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造館岡稲葉一四〇の二

四 許可番号 青森県知事許可（特―八）第二二九八号

五 取消年月日 令和八年九月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社エイベック

二 代表者の氏名 小澤拓

三 主たる営業所の所在地 三沢市春日台二丁目一五二の四〇九

四 許可番号 青森県知事許可（般―七）第五〇〇五八四号

五 取消年月日 令和八年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社赤坂推建工業

二 代表者の氏名 赤坂幸延

三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十一番町二一の五三

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一三一九九号

五 取消年月日 令和八年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県中南農林水産事務所長 佐 藤 新 吾

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	令和八・八・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	丸井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一六	令和八・九・五就任
〃	山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	〃
〃	大坂 吉光	大字八斗沢字八斗沢一〇八の三	〃

〃	下田 利明	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五九の二	〃
〃	種市 廣	三沢市大字三沢字中平一五の一	〃
〃	長根 栄一	十和田市大字三本木字北平一四七の二九九	〃
〃	仁和 勝千代	大字大沢田字芋久保六一	〃
〃	中野渡 昇	大字深持字山ノ下三の一	〃
〃	中川原 純一	大字三本木字中掖七五の一	〃
〃	杉山 秀明	大字赤沼字上川原三〇	〃
〃	立崎 守	大字立崎字堤尻二五	〃
〃	四木 俊一	上北郡六戸町大字犬落瀬字岡沼一〇三の一	〃
〃	目時 隆幸	〃 〃 〃 字坪毛沢九六四の二	〃
〃	久保田 信一	〃 おいらせ町鶉久保山一	〃
〃	阿部 繁	〃 東北町大字大浦字才市田八四の二	〃
〃	佐々木 和枝	三沢市大字三沢字大津五八の二一六	〃
〃	蛭名 優子	十和田市大字三本木字下平六〇の一	〃
監 事	戸来 傳	〃 大字藤島字小山六八	〃
〃	名古屋 誠一	上北郡おいらせ町二川目一丁目七三の九二	〃
〃	渡辺 耕一	〃 六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の六六三	〃
理 事	丸井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一六	八・九・四退任
〃	山崎 誠一	〃 元町西二丁目六の四〇	〃
〃	大坂 吉光	〃 大字八斗沢字八斗沢一〇八の三	〃
〃	種市 廣	三沢市大字三沢字中平一五の一	〃
〃	山本 安博	上北郡六戸町大字犬落瀬字通目木四七の一	〃
〃	長根 栄一	十和田市大字三本木字北平一四七の二九九	〃
〃	仁和 勝千代	〃 大字大沢田字芋久保六一	〃
〃	中野渡 昇	〃 大字深持字山ノ下三の一	〃

〃	畠山 寿	〃	大字三本木字佐井幡三六の一	〃
〃	杉山 秀明	〃	大字赤沼字上川原三〇	〃
〃	立崎 守	〃	大字立崎字堤尻二五	〃
〃	四木 俊一	上北郡六戸町大字犬落瀬字岡沼一〇三 の		〃
〃	下田 利明	二 〃 〃	字七百五九の	〃
〃	久保田 信一	〃 おいらせ町鶉久保山一		〃
〃	阿部 繁	二 〃 東北町大字大浦字才市田八四の		〃
〃	佐々木 和枝	三沢市大字三沢字大津五八の二一六		〃
〃	蛭名 優子	十和田市大字三本木字下平六〇の一		〃
監事	戸来 傳	〃 大字藤島字小山六八		〃
〃	名古屋 誠一	上北郡おいらせ町二丁目一丁目七三の 九二		〃
〃	渡辺 耕一	〃 六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇 の六六三		〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を令和八年九月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年十月十六日

青森県上北農林水産事務所長 工藤 真 治

公
營
企
業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月十六日

青森県病院事業管理者 大山力

一 特定役務の名称及び数量

医療用データウェアハウス（DWH）構築業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局管理室情報管理課

青森市東造道二丁目一の二

契約の方法

隨意契約

契約の相手方を決

令和八年九月七日

契約の相手方の名称及び住所

コスモ開発株式会社

東京都台東区元浅草三丁目七の一

六 契約金額

四千五百十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であつたので、契約の相手方としたも

のである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番二番

青森県

(印刷所・販売人)

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口二枚二付二十四円九十五銭